

# 平成 18 年 4 月から 介護保険制度が 変わりました

介護保険制度は、平成 12 年 4 月の制度開始以降、介護を社会全体で支える制度として定着しました。しかし、要介護者（中でも要支援や要介護 1 の軽度要介護者）の急増により、給付費が年々増大しており、このままの状態が続けば、大幅な保険料の上昇が予想されます。

そこで、持続可能な制度にするため、平成 17 年 10 月から実施された施設給付の見直しに続き、予防重視のサービスが新たに加わるなど制度が改正されました。

■お問い合わせ／養父市役所福祉部介護保険課（☎ 662-7603）または各地域局市民課

## ◆ 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料が見直されました

### 「基準額は年額 50,400 円に」

65 歳以上の方の保険料は、保険者（市）の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

「基準額」は保険料を決める基礎となるもので、3 年ごとに見直されます。養父市では合併協議により、合併後も第 2 期（平成 17 年度まで）の間は合併前の旧町の「基準額」としていましたが（不均一賦課）、第 3 期（平成 18～20 年度）からは、養父市全体の基準額を設定しました。

また、保険料の設定は、所得階層に応じて 5 段階で行われてきましたが、今回の制度改正では、これまでの「第 2 段階」を所得状況に応じてさらに分割して 6 段階以上にするなど、負担能力の低い人の負担軽減が図られました。養父市でもこれらの考え方に従い、第 3 期においては保険料設定を 6 段階に見直しました。基準額は所得段階の第 4 段階の額にあたり、それをもとに所得によって次表のとおり保険料となります。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（年額）
第 1 段階	生活保護受給者及び福祉年金受給者で住民税非課税世帯	基準額 × 0.5	25,200 円
第 2 段階	住民税非課税世帯で、本人の年金が 80 万円以下	基準額 × 0.6	30,240 円
第 3 段階	住民税非課税世帯で第 2 段階に該当しない方	基準額 × 0.75	37,800 円
第 4 段階	住民税課税世帯だが本人は非課税	基準額 × 1.0	50,400 円
第 5 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満の方	基準額 × 1.25	63,000 円
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上の方	基準額 × 1.5	75,600 円

### 納め方は「特別徴収」と「普通徴収」の 2 通りに分かります

- 特別徴収＝年金が年額 18 万円以上の方は、年金から天引きになります。
- 普通徴収＝年金が年額 18 万円未満の方は、納付書で個別に納めます。

保険料の納期は、偶数月（4、6、8、10、12、2 月）の年 6 回です。そのうち、特別徴収の方は前年度所得が反映されない 4、6、8 月については原則、前年度 2 月分の保険料額と同額になります（仮徴収）。

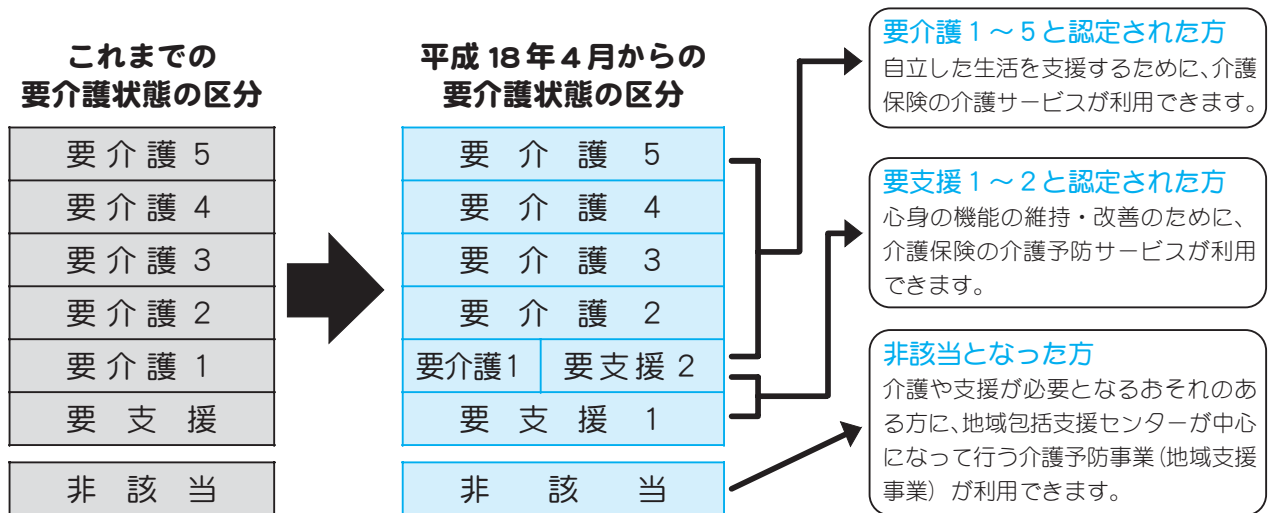
8 月以降は、前年の所得をもとに本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。新しい基準額は 8 月から適用されます。普通徴収の方は 4 月と 6 月が仮徴収、8 月から本徴収となります。

## 「特別徴収」の方でも一時的に納付書で納める場合があります

- 保険料が増額になった。  
⇒増額分を納付書で納めます。
- 年度途中で65歳になった。年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。年度途中で他の市町村から転入した。保険料が減額になった。年金が一時差し止めになった。  
⇒社会保険庁から特別徴収の対象者として把握される月(4・6・8・10・12・2月)のおおむね6カ月後から天引きになります。それまでは、納付書で納めることになります。

## ◆要介護認定の区分が変わりました

現在までの「要介護1」については、制度改正後は状態の維持や改善の可能性を審査し「要介護1」と「要支援2」に区分します。



## ◆地域包括支援センターが創設されました

地域包括支援センターは、養父市役所本庁舎内にあり、八鹿在宅介護支援センターと併設しています。

